

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成30年7月4日開催）

付議事案名：国民健康保険税課税限度額の改定について

提案課 健康福祉部 健康増進課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議目的（理由）

平成30年4月1日に施行された地方税法等の一部改正に伴い、平成31年度からの国民健康保険税課税限度額の改定について、国民健康保険運営協議会に諮問するため、庁内の合意形成を図る。

2. 経過及び現状

地方税法等の一部改正が平成30年3月31日に公布、同年4月1日から施行された。本改正では、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要性から、均等割額の減額措置対象枠の拡大及び課税限度額の引き上げが行われた。

国立市としては、均等割額の減額措置対象枠の拡大については、中低所得者層の負担軽減となることから、平成30年3月31日付けで国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行い、第2回定例会で報告し承認を得た。一方、課税限度額の引き上げについては一部の納税者において負担増となること及びこれまでの国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、国民健康保険運営協議会に諮問を行い、答申を経て判断することとする。

3. 具体的な措置

平成30年7月13日： 国民健康保険運営協議会へ諮問
平成30年8月～10月： 国民健康保険運営協議会において協議、答申
市においてパブリックコメント及び説明会の開催
平成30年12月： 第4回定例会へ、国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を提案

3. 主な意見・質疑・確認事項等

特段の意見、質疑等無し。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。